

朝日ヶ丘小学校子どもを育てる保護者と教師の会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、朝日ヶ丘小学校子どもを育てる保護者と教師の会(通称P T A)と名付け、事務所を朝日ヶ丘小学校内に置く。

(目 的)

第2条 この会は、朝日ヶ丘小学校の保護者と教師が互いに協力し、教育基本法にそい基本的人権を守り教育環境の改善につとめ、学校と家庭と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

(活 動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 学校・家庭・社会における教育に対し理解と関心を高める。
- (2) 学校・地域の教育環境の改善と向上をはかる。
- (3) 会員の教養を高め、相互の理解と親睦をはかる。
- (4) その他、この会の目的達成のための活動を行う。

(構 成)

第4条 この会は、朝日ヶ丘小学校に在籍する児童の父母または、これにかわる保護者と教師をもって構成する。

(執行部・役員及び地域委員)

第5条 この会に、次の執行部・役員・地域委員・顧問教師を置く。

執 行 部 会長(1)・副会長(教頭を含む3)・会計(2)・庶務(2)・書記(1)・会計監査(2)

役 員 各学年より若干名
(但し、芦P・阪P・県P等の当番校にあたった年度は、この限りではない。)

地 域 委 員 各地区より若干名
※地域委員は朝日ヶ丘小学校に在籍する児童の保護者で構成する。

顧 問 教 師(活動部と同数)

(執行部・役員及び地域委員の選出)

第6条 執行部のうち、会長及び副会長は選考委員会で選出され、他の執行部は(会計監査を除く)役員で構成し、総会において承認を得る。

役員・地域委員は、各学級・各地区において選出する。
(但し、芦P・阪P・県P等の当番校にあたった年度は、この限りではない。)

(執行部・役員及び地域委員の任務)

第7条

- 1 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
- 3 会計は、この会の会計業務を処理し、総会で会計報告をする。
- 4 庶務は、この会の庶務一切を担当する。
- 5 書記は、この会の書記一切を担当する。
- 6 会計監査は、会計の執行した会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 7 役員は、学級の活動及び部会の諸活動に当たる。
- 8 地域委員は、各分会の相互理解と連帯を高め地域社会の健全な発展に務める。

(執行部・役員の任期)

第8条 この会の執行部・役員の任期は1ケ年とし、再任は妨げない。但し、引き続いて同一の役に2年を超えてついたり、同一の部に2年を超えて所属することはできない。

(機 関)

第9条 1 総会は、会長が招集し、原則として毎年1回開く。

臨時総会は、会長もしくは会員の3分の1以上の要求により、会長が招集する。

会員の資格をもたない教職員・保護者も総会に参加することはできるが、議決権をもたない。

2 総会で決定する事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の改廃

(2) 執行部役員および会計監査の承認

(3) 前年度活動・決算報告および今年度活動計画案・予算案の承認

(4) その他重要事項

3 総会は、会員の2分の1（委任状を含む）以上により成立し、議事は出席者過半数で決める。

総会及び臨時総会の開催においては、運営委員会で承認を得た場合は、書面にて開催することができる。また全ての総会は同じ効力を持つこととする。書面にて開催の際は、議事内容を書面にて会員に周知し、会員の過半数の議決書を以って書面により議決することができる。

なお議決書の未提出・白紙提出は書面総会の内容に同意したものとみなす。

4 運営委員会は、この会の執行部（会計監査を除く）・役員・教師代表で構成する。必要に応じて会長が招集し、この会の活動の企画・立案にあたる。

5 部会は、各部員と顧問教師で構成し、必要に応じて開催する。

(学校長)

第10条 学校長は、会長の要請によりこの会の活動に対して助言し、各集会に出席して意見を述べるができる。

(会 員)

第11条 1 この会の会員資格を得るものは朝日ヶ丘小学校に在籍する児童の保護者及び同校に勤務する教職員とする。

2 本会への入退会については以下の内容に規定する。

(1) 本会への入会は任意であるが、学校行事への参加と活動等のため全員加入を望む。

(2) 入会をする際は「PTA活動についての確認書」を提出し、在校中は入会継続とする。

(3) 退会をする際は退会手続きとして、「PTA活動についての確認書」によってその意志を示した後、「PTA退会届」を提出すること。

(4) 卒業・転出等によって会員資格を失う者は自動的に退会とし、「PTA退会届」を提出する必要はない。

(5) 自由意思による退会の場合、原則として年度途中の退会はできないものとする。次年度の退会は2月末を期限とし、手続きを行い、PTA会長による「PTA退会届受理書」の発行をもって成立したものとする。

(個人情報保護取扱)

第12条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

(会 費)

第13条 この会の会費はPTA活動に賛同した家庭の児童数と教職員数に合わせて徴収し、その活動内容が予め計画できるものについては当初に予算化する。但し、必要ある場合は、臨時に徴収する。

(会 計)

第14条 この会の会計は、会費その他の収入を持って当てる。会計報告・監査報告は、総会において承認を受けなければならない。

(規約の改廃)

第15条 規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって行うものとする。

(細 則)

第16条 各種細則は、運営委員会の決議により別に定め総会にて報告する。

付 則	この規約は、昭和47年 7月 7日から施行する。
付 則	この規約は、昭和48年 5月15日から施行する。
付 則	この規約は、昭和51年 5月12日から施行する。
付 則	この規約は、昭和60年12月 6日から施行する。
付 則	この規約は、昭和62年 4月30日から施行する。
付 則	この規約は、平成 9年 4月25日から施行する。
付 則	この規約は、平成11年 4月23日から施行する。
付 則	この規約は、平成12年 4月21日から施行する。
付 則	この規約は、平成20年 4月18日から施行する。
付 則	この規約は、平成24年 4月20日から施行する。
付 則	この規約は、平成25年 4月19日から施行する。
付 則	この規約は、平成30年 4月19日から施行する。
付 則	この規約は、令和 元年 4月19日から施行する。
付 則	この規約は、令和 4年 4月26日から施行する。

朝日ヶ丘小学校子どもを育てる保護者と教師の会規約細則

第1条 執行部及び役員の選出方法

1 会長1名、副会長2名

(1) 選考委員会にて保護者の中から選出される。

(2) 選考委員会は、運営委員会で執行部の中から副会長1名を含む2名・役員の中から各学年1名ずつを選出し、教頭を加えた計9名にて構成される。但し、会長は除く。

(3) 原則として、会長・副会長は任期終了後5年間は、執行部・役員を免除する。

(但し、執行部・役員の選出が困難な場合はこの限りではない。)

2 会長・副会長以外の執行部役員は学年役員の中から選出する。

3 各学年役員の数については、会長、副会長の協議をもとに前年度運営委員会で決定する。

4 会計監査は、前年度役員(原則会計)の中から会長が依頼する。

(但し、1、2の項目において、芦P・阪P・県P等の当番校にあたった年度はこの限りではない。)

第2条 各委員会の役割

1 運営委員会

(1) 運営委員会は、執行部(会計監査を除く)・役員・教師代表で構成し、必要に応じて会長が招集する。

(2) この会の運営ならびに活動は、運営委員会にて企画・立案し、承認を得る。

(3) 各部の活動報告ならびに保護者参加行事や学年からの意見・要望等を話し合い調整する。議決によることもできる。

(4) P T A通信を発行して会員に報告する。

2 地域委員会

- (1) 各地区の地域委員と地域安全部により構成する。
- (2) 地域委員の活動内容
 - ① 集団登校班の編成、班名簿及び立番表の作成
 - ② 校外集会への出席
 - ③ 地域委員会への出席
 - ④ 転入生への連絡及びケア
 - ⑤ その他、地域児童の安全を図るための活動
 - ⑥ 愛護部との連携による活動

第3条 各部の設置と役員数

- 1 この会に次の部会を設置し、顧問教師を置く。
愛護部 地域安全部 イベントサポート部
- 2 各部の役員数は、準備委員会までに会長、副会長の協議をもとに決定する。

第4条 各部の役割

1 愛護部

- (1) 市の委嘱を受け、市の愛護委員と兼任し、市の愛護委員会に出席する。
- (2) 児童の愛護に関する活動を行う。(校区内のパトロール、挨拶運動等)
- (3) 子ども110番プレートに対応
- (4) 子育て応援団交流会に出席
- (5) 地域安全部との連携による活動

2 地域安全部

- (1) 地域委員会の運営
- (2) 朝の立ち当番・付き添い登校・放課後パトロールの推進
- (3) 転入・転出・校区内転居の連絡
- (4) 校区内安全対策マップの作成
- (5) 地域児童の安全を図るための活動
- (6) 子育て応援団交流会に出席
- (7) 愛護部との連携による活動

3 イベントサポート部

- (1) 学校内での保護者参加行事を実施・お手伝いをする。
- (2) 朝日ヶ丘コミスク主催地域行事に参加、お手伝いをする。

第5条 役員の役割

学年より選ばれた役員は執行部、各部に所属する他以下の活動を行う。

- (1) 学級内または学年間の諸問題の話し合い及び親睦会は、学年役員にて企画、進行にあたる。
- (2) 学年役員の話し合いにより、学年毎に学年会計監査担当を1名選出する。
(監査は前期・後期の年2回)

第6条 会計について

- 1 会計年度は、4月総会日から次年度4月総会日までとする。
- 2 この会の会費は、新年度5月1日現在のPTA活動に賛同した家庭の児童数と教職員数に合わせて徴収する。
以後の転入者に対しては、「PTA活動についての確認書」で入会意思を確認後、転入月から月割りにして徴収し、転出者への返金は原則として行わない。

第7条 この会の入会は強制加入ではないが、学校行事への参加や諸活動等のため全員加入が望ましい。

第8条 慶弔規定に関しては、別途定める慶弔規定に則る。

芦屋市立朝日ヶ丘小学校子どもを育てる保護者と教師の会慶弔規定

第1条 この規定は、朝日ヶ丘小学校PTAの慶弔について必要な事項を定める。

第2条 弔意の範囲は、芦屋市PTA協議会の定めた慶弔基準を参考に、次のとおりとする。

- 1 会員（保護者、教職員）死亡の時は、弔慰金 5,000 円とする。但し、教職員の殉職の場合は、会長、副会長協議のうえ、弔慰金額を増額することができる。この場合、会長は事後、増額の件を運営委員会に報告する。
- 2 児童が死亡の時は、弔慰金 5,000 円とする。

第3条 教職員が本会を退会する時(定年退職含む)は、花束もしくは記念品を贈呈する。〈離任式〉

第4条 以上の各項以外については、会長、副会長協議のうえ決定し、運営委員会に報告する。

第5条 この規定の改正は、運営委員会において審議し決定することができる。

付 則 この規定は、平成 10 年2月 4日から施行する。
付 則 この規定は、平成 29 年3月 7日から施行する。
付 則 この規定は、令和 元年9月 24日から施行する。

朝日ヶ丘小学校PTA慶弔基準

	種 目	金 額
1	PTA会員の死去	5,000 円
2	児童の死去	5,000 円
3	教職員の退会	花束もしくは記念品

以 上